北海道医師会会員の皆さまへ

もっと身近に弁護士を!
そんな声にこたえる保険

団体割引 10%

弁護のちから のご案内

弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険

弁護のちからは、3つの補償で先生の安心・安全な生活をお守りします。

基本補償 1 弁護士費用補償

基本補償 2 ケガの補償

基本補償 3 針刺し事故補償

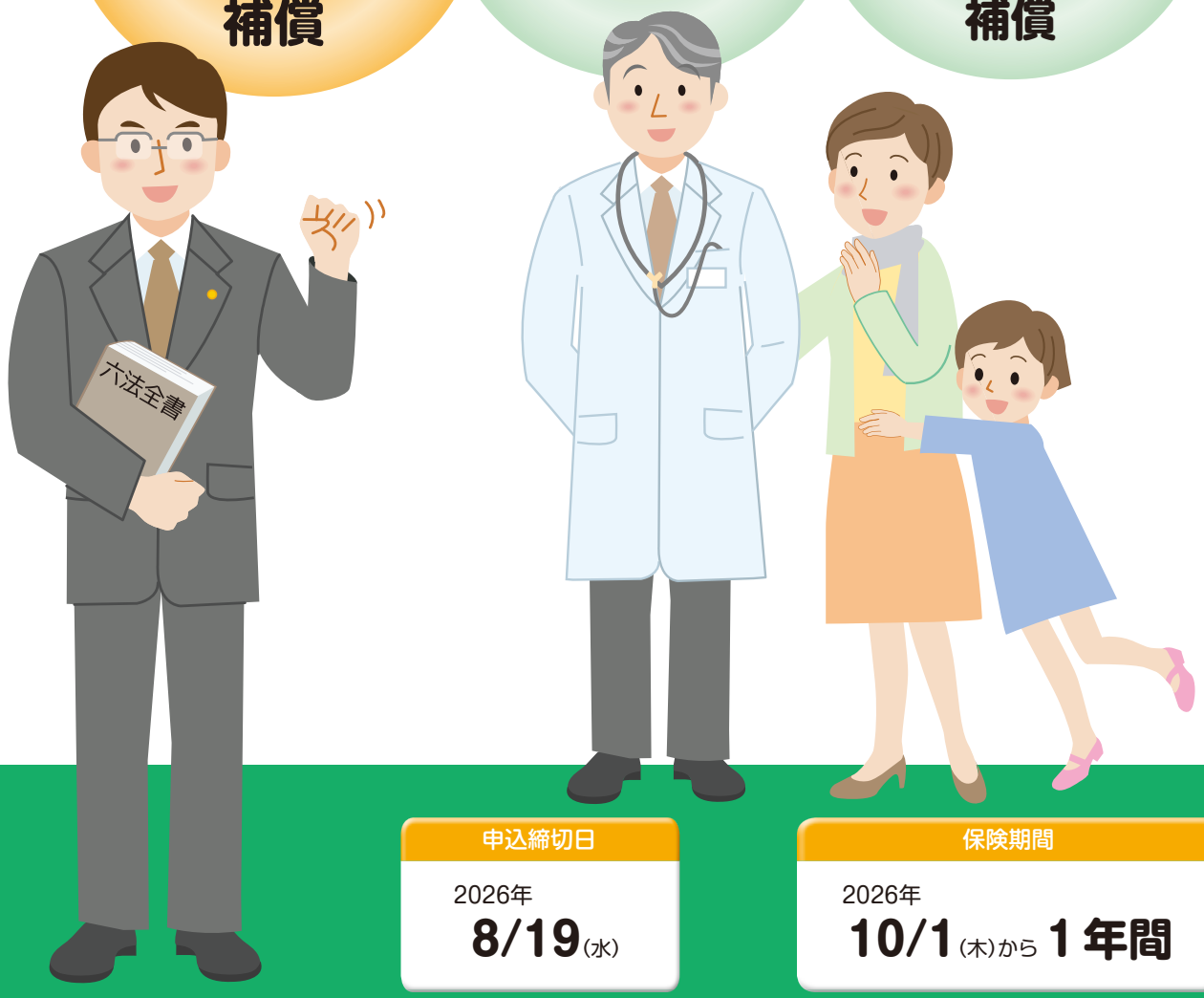

申込締切日	保険期間
2026年 8/19(水)	2026年 10/1(木)から 1年間

もしも

あなた自身や大切なお子さまが法的トラブルに巻き込まれたら、

あなたの日常にも潜んでいます！
現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

こどものいじめ

いじめを認知した学校数の割合

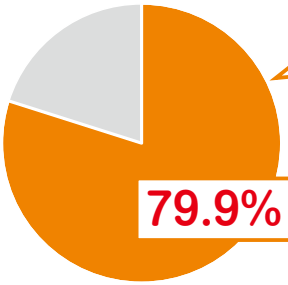

出典：令和3年文部科学省初等中等教育局児童生徒課
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、誠実な対応をしてくれない

相手の親とうまく話せるか不安…

ストーカー被害

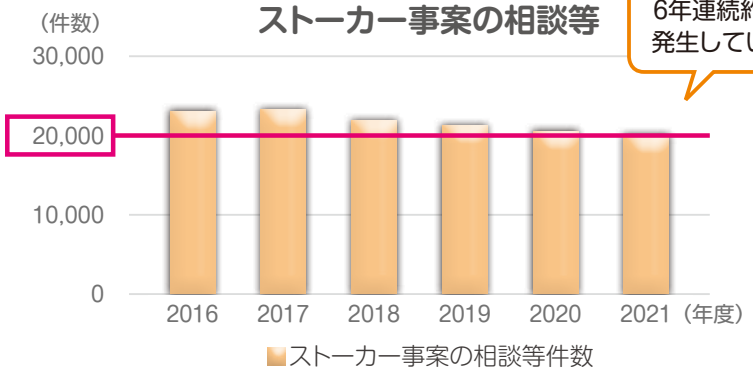

出典：警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課
「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

昔の交際相手からストーカー行為をされている

自分だけで相手を前にして話すのはこわい…

どうしたらいいかわからずパニックになってしまいそう

もし私たちの**ちから**になってくれるものがあったら…

他にも…

- SNSによる誹謗中傷
- インターネット通販詐欺
- 通り魔被害
- 痴漢被害

など

どうしますか？

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方　約6.5人に1人

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
（注）「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル（多重債務、医療事故など）も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である**「弁護士」に相談できたら安心**です。**でも…**

Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに
損保ジャパンにて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数　1,684人

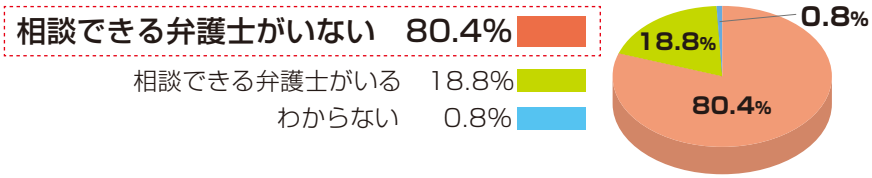

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象（複数回答）

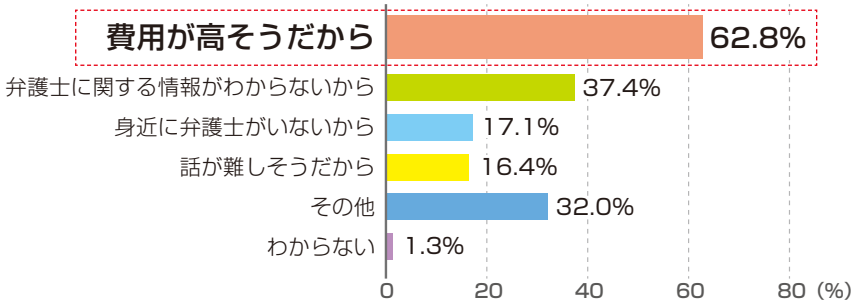

日常生活におけるケガへの備えだけでなく、法的トラブルに巻き込まれたときに「弁護士」をもっと身近に活用するための備えがほしい・・・

そのような声にこたえて、**弁護のちから**が

弁護士費用補償　**ケガの補償**　**針刺し事故補償**　の3つの補償で

あなたの生活を守ります‼

3つの補償で、損保ジャパンが、あなたの

1 弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える6つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者

次の①～④の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

トラブルの当事者

次の⑤～⑥の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

①人格権侵害(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。

②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。

オプション

④労働

- 上司からサービス残業を強要されている。
- 突然、内定を取り消された。
- 理由もなく不当解雇された。
- 職場内でパワーハラスメント、セクシャルハラスメントにあい、精神的苦痛を受けた。

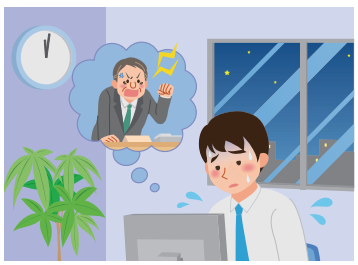

⑤遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。

⑥離婚調停(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。

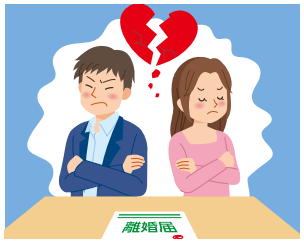

⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

✕ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- **自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル**
- **医療ミスによる被害事故に関するトラブル**
- **騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル**
- **借金の利息の過払金請求に関するトラブル**
- **顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル**

など

（※1）被保険者が親権を有する、未成年の子が対象となります。
（※2）人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
（※3）離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

ちから になります！

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。 国内補償（※）

❶ 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額
（保険期間1年間につき）
通算 **300万円 限度**

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 ×（100%－ 自己負担割合10% ）

❷ 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額
（保険期間1年間につき）
通算 **10万円 限度**

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 － 自己負担額（免責金額） 1,000円

（※）日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ **いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。**

お支払い事例（人格権侵害に関するトラブル）

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 40万円
着手金 15万円、報酬金 25万円
➡ **弁護士費用保険金のお支払い額**
40万円×（100%－10%（自己負担割合））＝**36万円**

法律相談・書類作成にかかった費用 1万円
➡ **法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額**
1万円 － 1,000円（自己負担額） ＝ **9,000円**

合計 36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

★ **相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」**

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。
お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

★ **「被害事故・嫌がらせ相談窓口」**

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。
「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

（注１）本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
（注２）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注３）ご利用は日本国内からにかぎります。
（注４）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注５）「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日　0120-727-110

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

2 ケガの補償

被保険者の範囲:被保険者ご本人

日常生活におけるケガ（傷害）も、24時間補償します。

国内・国外補償

地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します。

急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる保険金

死　亡	後遺障害	入　院
事故の発生の日から180日以内	事故の発生の日から180日以内	入院１日目から補償
手　術	**通　院**	**被害事故補償**
１事故につき１回の手術を補償	通院１日目から補償	

（注）入院日数は1,000日限度、通院日数は90日限度（事故の発生の日から1,000日以内）となります。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

3 針刺し事故補償

被保険者の範囲:被保険者ご本人

医療関係の業務に従事中に生じた偶然な血液曝露（ばくろ）事故により、HBV（B型肝炎ウイルス）に感染し、B型肝炎を発病して治療を受けられた場合や、HCV（C型肝炎ウイルス）・HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した場合、保険金をお支払いします。

HBV	感染後、B型肝炎を発病し治療を受けられた場合	**30万円**をお支払いします。
HCV	感染した場合	**300万円**をお支払いします。
HIV	感染した場合	**1,000万円**をお支払いします。

HCV・HIVは発病を待たずに保険金をお支払いします。

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

補償内容と保険料　（保険期間：1年間）

団体割引10%、職種級別A級、天災危険補償特約セット

補償内容（保険金の種類）		保険金額		
		エコノミープラン	ベーシックプラン	プレミアムプラン
1 弁護士費用補償	弁護士費用（自己負担割合10%）	通算 300万円限度		
	法律相談・書類作成費用（自己負担額1,000円）	通算　10万円限度		
2 ケガの補償	死亡・後遺障害	320万円	1,255万円	3,570万円
	入院（日額）	6,000円	10,000円	20,000円
	手術	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
	通院（日額）	3,000円	5,000円	10,000円
	被害事故補償	1,200万円	1,800万円	5,000万円
3 針刺し事故補償		HBV:30万円　HCV:300万円　HIV:1,000万円		
月払保険料		**3,140円**	**5,290円**	**10,650円**
オプション：労働に関するトラブル追加 **月払保険料**		**+490円**		

弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】

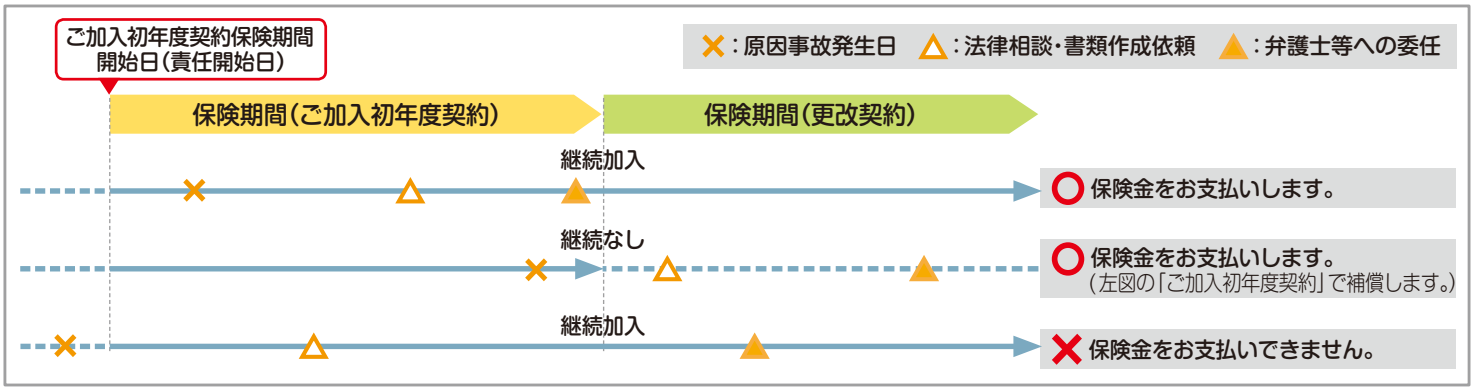

【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）】

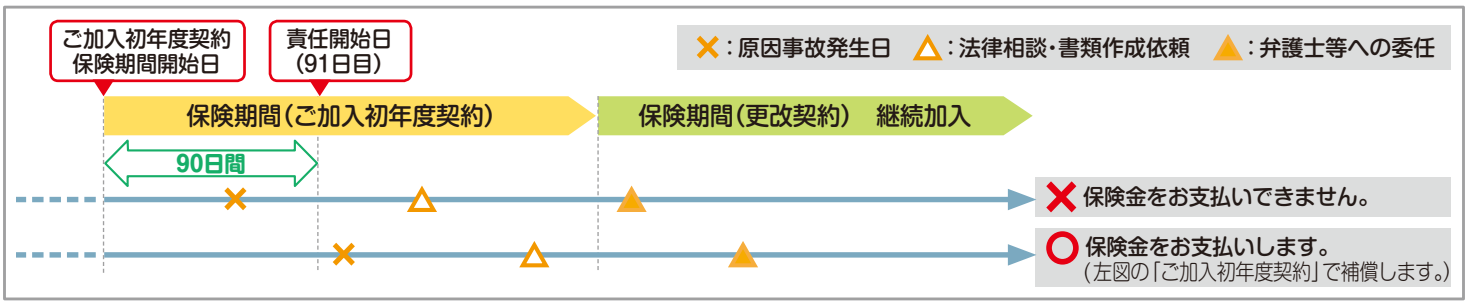

（注）「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります（責任開始日）。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ご注意いただきたいこと

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み		この商品は傷害総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセットしたものです。
保険契約者		一般社団法人 北海道医師会
保険期間		2026年10月1日午後4時から2027年10月1日午後4時までの1年間となります。
申込締切日		2026年8月19日
引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等		引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
	加入対象者	**一般社団法人 北海道医師会会員**
	被保険者	**一般社団法人 北海道医師会会員**　ただし、未成年者を除きます。
	お支払方法	開業医の方は、責任開始月の国民健康保険診療報酬から引去を開始します。 勤務医の方は、医師会届出銀行口座より毎月引落しします。 （加入依頼書が届き次第、本会から手続きのご案内をします。）
	お手続方法	下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の株式会社メディコ北海道までFAXにてご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書･変更依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書･変更依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書･変更依頼書」をご提出いただきます。

※「前年と条件を変更して継続加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業･職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は株式会社メディコ北海道までお問い合わせください。
（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

	中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日（25日過ぎの受付分は翌々月1日）から2027年10月1日午後4時までとなります。
	中途脱退	この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の株式会社 メディコ北海道までご連絡ください。
	団体割引	団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
満期返れい金・契約者配当金		この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

ケガの補償

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下ケガの補償において「事故」といいます。）によりケガ(※)をされた場合等に保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ･損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因･結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガ（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡･後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡･後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡･後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡･後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡･後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	

<table>
<tr><th colspan="2">保険金の種類</th><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いできない主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ケガ（国内外補償）</td><td>入院保険金</td><td>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（1,000日限度）</td><td rowspan="3">〈前ページより続きます。〉
⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの
⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
など

（※1）「テロ行為」とは、政治的･社会的もしくは宗教･思想的な主義･主張を有する団体･個人またはこれと連帯するものがその主義･主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。
（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</td></tr>
<tr><td>手術保険金</td><td>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1)
②先進医療に該当する手術(※2)
＜入院中に受けた手術の場合＞　手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍）
＜外来で受けた手術の場合＞　手術保険金の額＝入院保険金日額の5（倍）
（※1）以下の手術は対象となりません。
創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術･整復固定術および授動術、抜歯手術
（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</td></tr>
<tr><td>通院保険金</td><td>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度）
（注1）通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。
（※）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。
（注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</td></tr>
<tr><td>被害事故（国内外補償）</td><td>被害事故補償(*)</td><td>被保険者が、被害事故(※1)により死亡された場合または所定の重度後遺障害(※2)が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。
①自賠責保険等からの給付
②対人賠償保険等からの給付
③加害者等からの賠償金　など
（※1）被害事故とは、第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
（※2）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</td><td>①故意または重大な過失
②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの
④地震、噴火またはこれらによる津波
⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合
被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族　など</td></tr>
<tr><td>針刺し事故</td><td>針刺し事故等による感染症危険補償特約（国内外補償）</td><td>医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中（実習中を含みます。）に生じた偶然な血液曝露（ばくろ）事故（針刺し、切創、血液飛散、血液接触）により、事故の発生の日からその日を含めて365日以内（※1）に次の①から③までのいずれかに該当したことを医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）に診断された場合に、ウイルスの種類に応じて、保険金額に次の支払割合を乗じた額をお支払いします。
<table>
<tr><th></th><th>ウイルスの種類</th><th>支払割合</th></tr>
<tr><td>①</td><td>HBV（B型肝炎ウイルス）に感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合</td><td>3%</td></tr>
<tr><td>②</td><td>HCV（C型肝炎ウイルス）に感染した場合</td><td>30%</td></tr>
<tr><td>③</td><td>HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した場合</td><td>100%</td></tr>
</table>
（※1）事故の発生の日からその日を含めて365日以内に新たな事故が発生した場合において、前の事故に係る直後検査(※2)および後の事故に係る直後検査(※2)の結果、いずれも感染していることが確認できなかったときは、後の事故の発生の日からその日を含めて365日以内
（※2）「直後検査」とは、事故の発生の日からその日を含めて3日以内（3日目の午後12時までをいいます。）に行う、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。
（注1）お支払いする保険金は、ウイルスの種類ごとに初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1回とします。すべてのウイルスに対して保険金をお支払いした場合は、その後保険金のお支払いはできません。
（注2）複数の支払事由に該当した場合は、それぞれのウイルスに対して1回のお支払いとなります。</td><td>①故意または重大な過失
②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③直後検査を受けなかった場合
④直後検査の結果、その時点でHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合のそのウイルスによる感染または発病
など</td></tr>
</table>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約・労働に関する紛争の追加補償特約）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合

弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）

弁護士費用(*)

弁護士費用保険金 ＋ 法律相談・書類作成費用保険金

被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から6までのいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5・6のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5・6のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

※6についてはオプションで追加された場合の補償となります。

1 被害事故に関するトラブル

ケガを負わされた、財物を壊された、盗取(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。

2 借地または借家に関するトラブル

賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。

3 離婚調停に関するトラブル

被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。
ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。
なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。
（注１）原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。
（注２）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。

4 遺産分割調停に関するトラブル

被保険者と他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。
なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。
（注）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。

5 人格権侵害に関するトラブル

不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。
（注）警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

6 労働に関するトラブル

被用者（内定者を含みます。）として被った賃金や退職金の不払もしくは減額、解雇、退職勧奨、人事異動、時間外労働、労働災害事故、職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛、採用取消等の労働条件に関するトラブルをいいます。ただし、顧客や取引先等の職場以外の方から被った職務遂行上の精神的苦痛を被ったことに関するトラブルを含みません。

保険金種類	お支払いする保険金の額
弁護士費用保険金	弁護士等への委任(※4)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝損害の額 ×（100% − 自己負担割合10%）
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額 ＝ 損害の額 − 自己負担額 1,000円

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額
②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額

（※１）日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。
（※２）詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。
（※３）遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。
（※４）同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【全トラブルに共通の事由】

①故意、重大な過失または契約違反
②自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為
③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用
④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの
⑤地震、噴火またはこれらによる津波
⑥国または公共団体の強制執行または即時強制
⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。
⑧主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由
⑨債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。
⑩保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。

など

（※）この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。

【各トラブル固有の事由】

左記1に該当する場合
⑪医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
⑫あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
⑬薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
⑭身体の美容または整形

左記1・2・5・6に該当する場合
⑮被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由

左記1・2・3・4・5に該当する場合
⑯被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル

左記1・5・6に該当する場合
⑰環境汚染
⑱環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由
⑲騒音、振動、悪臭、日照不足等
⑳電磁波障害

左記1・6に該当する場合
㉑自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル

左記3に該当する場合
㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル

など

（*）補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
（※１）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（※２）１契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

用語のご説明

<table>
<tr><th>用語</th><th>用語の定義</th></tr>
<tr><td>原因事故</td><td>トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。
原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。
<table>
<tr><th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr>
<tr><td>1.被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td></tr>
<tr><td>2.借地または借家に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代･賃料･敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）</td></tr>
<tr><td>3.離婚調停に関するトラブル</td><td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td></tr>
<tr><td>4.遺産分割調停に関するトラブル</td><td>被保険者の被相続人が死亡した時</td></tr>
<tr><td>5.人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr>
<tr><td>6.労働に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被用者（内定者を含みます。）として被った労働条件に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った場合は、初めてその通知を受領した時）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>財物</td><td>有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。</td></tr>
<tr><td>財物の損壊</td><td>財物の滅失、汚損または損傷をいいます。</td></tr>
<tr><td>先進医療</td><td>病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）</td></tr>
<tr><td>調停等</td><td>調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。</td></tr>
<tr><td>治療</td><td>医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。</td></tr>
<tr><td>通院</td><td>病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。</td></tr>
<tr><td>入院</td><td>自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</td></tr>
<tr><td>被保険者の
未成年の子</td><td>被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。</td></tr>
<tr><td>弁護士等</td><td>弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。</td></tr>
<tr><td>保険金請求権者</td><td>弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブル、人格権侵害に関するトラブルまたは労働に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談･書類作成依頼を行う者を含みます。</td></tr>
<tr><td>未婚</td><td>これまでに婚姻歴がないことをいいます。</td></tr>
<tr><td>免責金額</td><td>支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。</td></tr>
<tr><td>親族</td><td>6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。</td></tr>
</table>

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項（告知義務等）

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の職業または職務
★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
●弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3.ご加入後における留意事項（通知義務等）

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜他の身体障害または疾病の影響について＞
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
●被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4.責任開始期

●保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
（注）中途加入の場合は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日（25日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

[弁護士費用総合補償特約]
●離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談･書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談･書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および 保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類、針刺し事故の状況報告書　など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)　など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類　など ④針刺し事故の場合 直後検査の結果を証する書類、支払事由に該当したことを証明する医師の診断書、病院または診療所の証明書類　など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書　など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。
(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパン(以下、「当社」と言います。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」と言います。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。
加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

① 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
□保険金額
□保険期間
□保険料、保険料払込方法
□満期返れい金・契約者配当金がないこと

② ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項をご確認ください。】
□補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者

（注1）オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
（注2）プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

③ お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

万一、事故にあわれたら

●事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

窓口：事故サポートセンター　◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】24時間365日　**0120-727-110**

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

●損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

窓口：一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター　◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時　　電話番号　03-4332-5241（全国共通）
（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

問い合わせ先　（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店

株式会社　メディコ北海道

〒060-0042　札幌市中央区大通西6丁目
北海道医師会館3階
TEL:011-232-8878　FAX:011-210-7172
【受付時間】平日：午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
札幌支店法人第一支社

〒060-8552　札幌市中央区北1条西6丁目2
電話番号：050-3798-5099
【受付時間】平日：午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、パンフレット記載の問い合わせ先までご照会ください。

ご加入者限定電話相談サービス　SOMPO 健康・生活サポートサービス

弁護のちからでは、電話相談サービスを無料でご利用いただけます。

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの弁護のちからにご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

- **健康・医療相談サービス**
- **介護関連相談サービス**
- **人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス**
- **医療機関情報提供サービス**
- **専門医相談サービス（予約制）**
- **法律・税務・年金相談サービス（予約制）**
  一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- **メンタルヘルス相談サービス**
- **メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス**
- **こどものお悩みほっとライン**

（注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
（注2）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。
（注4）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注5）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
（注6）1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
（注7）応対者の指名はできません。
（注8）ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。
（注9）相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではございません。

SJ26-03168　2026/06/19

FAXにてご送付ください。
株式会社　メディコ北海道　FAX番号：011-210-7172

株式会社 メディコ北海道　　御中
一般社団法人 北海道医師会　御中
損害保険ジャパン株式会社　　御中

弁護のちから 加入依頼書・変更依頼書

申込人（加入者）および被保険者は、募集文書または損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

申　込　日	年　　月　　日

会員氏名（加入者）		
	〒　　－	TEL　　（　　）
	住所（フリガナ）	
	（漢字） ※加入者証の送付先となります。	
	氏名（フリガナ）	医 籍 登 録 番 号
	（漢字）　　（印）	
	生年月日　　大・昭・平　　年　　月　　日	
	年齢　　歳	性別　　男　・　女

被保険者（補償の対象となる方）	ご加入コース
会員本人	エコノミープラン ベーシックプラン プレミアムプラン ＋ オプション

他の保険契約等

●他の保険契約（傷害保険契約等）がある場合にご記入ください。
【保険会社　　保険種類　　保険金額　　】

●過去3か年以内に傷害保険金（1事故5万円以上）を請求または受領したことがある場合にご記入ください。
【保険会社　　回数　　合計額　　】

保険料の払込方法

●下記のうち、該当する番号に○印をしてください。

1. 国民健康保険診療報酬から控除願います。［医 療 機 関 名：　　医療機関コード：　　］
2. 私の指定する銀行口座から控除願います。
（本会から手続き用紙を送付します。）